

栄養表示基準の改正（案）について

平成 24 年 11 月 29 日
消費者庁食品表示課

1. 背景

栄養表示基準（平成 15 年 4 月 24 日 厚生労働省告示第 176 号）は、販売する食品について、栄養成分や熱量などを表示する場合に適用される健康増進法に基づく表示基準である。

消費者庁においては、これまで「栄養成分表示検討会」（平成 22 年 12 月～平成 23 年 7 月）や「食品表示一元化検討会」（平成 23 年 9 月～平成 24 年 8 月）において、栄養表示の義務化について議論してきた。

栄養表示の義務化にあたって、「栄養成分表示検討会」報告書では、事業者にとって実行可能な表示方法や消費者にとってわかりやすく活用しやすい表示方法など、必要な措置が講じられることを前提に、栄養表示の義務化を目指していくことが適当であるとされた。

また、「食品表示一元化検討会」報告書では、栄養表示の義務化に向けた環境整備として、現行制度において、消費者庁は、幅広い食品に栄養表示を付することができるようにするため、現行の誤差の許容範囲に縛られない計算値方式等の導入も可能とするなど、表示基準の改正を速やかに行うべきと示されている。

このため、現行制度においても、幅広い食品に栄養表示をすることができるようにするため、栄養表示基準の改正を行う。

2. 主な改正内容

幅広い食品に栄養表示がつけられるようにするため、現行の規制を維持しつつ、合理的な推定により得られた値を表示値として記載することができることとする。また、低含有量の場合には、誤差の許容範囲を拡大する等、表示値の設定方法が適切である限り、現行の規定に縛られないよう表示方法を一部改正する。

(1) 合理的な方法に基づく表示値の設定

現行制度において、栄養成分の含有量を表示する方法として、一定値又は幅（下限値及び上限値）で表示することとされている。

一定値については、栄養成分ごとに規定された分析方法によって得られた値を基準として、規定された誤差の許容範囲内にあることとされている（誤差の許容範囲を超える表示値は栄養表示基準違反となる）。

しかし、栄養成分は、原材料の製造場所や収穫時期等の違いにより、同様のサンプルであっても、含有量のばらつきが大きく、個体差の大きい食品などでは誤差が許容範囲に収まるのが困難な場合もある。このような食品を含め、幅広い食品に栄養表示をすることができるようにするため、現行の規制を見直すことが必要となる。

見直しにあたっては、表示値が消費者にとって目安として十分に許容できるものであることが重要であるため、現行の誤差の許容範囲を原則的に維持しつつ、原材料における栄養成分の量に基づき算出し得られた値や、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析し得られた値、その他の合理的な推定により得られた値であれば、表示値として用いることができることとする。

< 合理的な方法の例 >

公的なデータベース等信頼できるデータから得られた個々の原材料の栄養成分量を入手した上で、当該食品の重量に基づき、各成分量を算出し、足しあげの方法
同一レシピのサンプルを分析する方法 等

この場合において、表示値の趣旨が消費者に適切に伝わるように、原材料における栄養成分の量に基づき算出し得られた値であるのか、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析し得られた値であるのか、その他の合理的な推定により得られた値であるのか等、その値の意味を明瞭に記載することとする。

また、行政機関の求めに応じて説明できるようにするため、表示値設定の根拠資料を保管することとする。

-
- ・ 熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖類、食物繊維及びナトリウム： - 20% ~ + 20%
 - ・ 亜鉛、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム、ビタミンA、ビタミンD及びビタミンE：
- 20% ~ + 50%
 - ・ ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、
ビタミンB₁₂、ビタミンC及び葉酸： - 20% ~ + 80%

(2) 低含有量の場合の誤差の許容範囲の拡大

現行制度では、栄養成分の含有量や濃度に関係なく、一定の比率で誤差の許容範囲が規定されている。しかし、低含有量の場合、誤差の許容範囲の絶対値が極めて小さくなることから、規定された誤差の許容範囲に収めることが困難な場合がある。

(低含有量の場合)

表示値：100 g あたり10kcal
誤差の許容範囲：8 ~ 12kcal
(4 kcal)

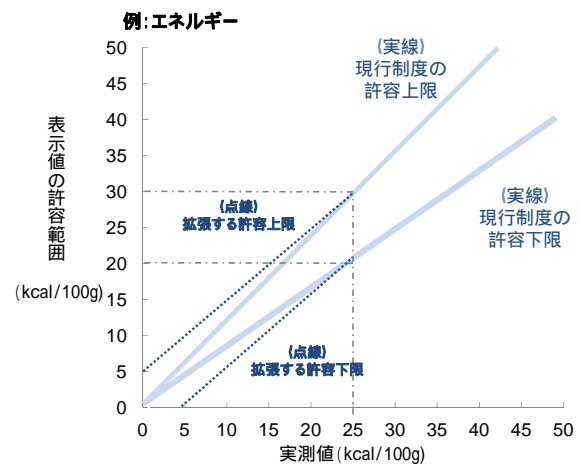
(高含有量の場合)

表示値：100 g あたり100kcal
誤差の許容範囲：80 ~ 120kcal
(40kcal)

このため、低含有量の場合に限って、現行の誤差の許容範囲に加えて、一定量を満たさない場合、誤差の許容範囲を拡張することとする。

<エネルギー>

25 kcal/100 g 未満の場合
プラス・マイナス 5kcal (誤差の拡張)
25 kcal/100 g 以上の場合
プラス・マイナス 20% (従来どおり)



3. 主なスケジュール

11月29日：消費者委員会食品表示部会

(栄養表示の議論に関する背景及び告示の改正概要について)

(12月)：消費者委員会食品表示部会)

：パブリックコメント (30日間)

：消費者委員会食品表示部会

(パブリックコメントの結果を踏まえた改正案の審議)